

平成30年12月5日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。

観光部観光課（まち魅力担当）の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

では、引き続き事務折衝を始める。

観光部観光課（まち魅力担当）においては、観光関連施策による都市魅力の向上を図るため、「大阪・光の饗宴」事業に取り組んでおり、その一環として、「OSAKA光のルネサンス」として、中之島公園一带にイルミネーションを施し、様々な光のプログラムによる集客イベントを実施している。

このイベントは12月14日から25日まで連日17時から22時まで開催としており、イベント時間終了後も各種関係機関への連絡調整や会場各所の確認など、当局職員も、それぞれ役割分担のうえ対応している。

については、事業開催期間の対応にあたっては、職員の健康管理および円滑な業務運営ならびに効果的・効率的な業務執行体制を図る観点から、原則として超過勤務命令が生じない場合に、勤務時間の割振り変更を行いたい。

具体的には、① 勤務時間14：00～22：30、休憩時間15：15～16：00の勤務時間を設定し、職員の健康管理について特に留意してまいりたい。

(支部)

組合員の健康管理の観点から行うものであることから、基本的に了承するものであるが、期間中の代休取得できる運用や、突発事態が生じた際などはすぐに連絡等が行えるよう、連絡体制を確立しておくこと。

(局)

ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更を実施するにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。

(支部)

指摘した点については、適切に運用されることを求めたうえで、勤務時間の割振り変更については了解する。